

# 社会保障と税制改革

横山 純 一

日本では社会保障制度の抜本改革が叫ばれながら、年金や医療、介護、児童福祉、生活保護などの改革が、個別的に、相互の関連を持たないまま行われてきた。年金や医療保険などは成立して五〇年以上が経過している。

ある時期まではすぐれた制度であったが、少子・高齢化が進み雇用構造が激変する中で、制度のほころびが目立ち始めている。介護保険は二〇〇〇年の施行以来、課題が山積している。今日、個々の制度を若干手直しするだけでは制度の抱えている問題には対処できないと思われる。

国民年金制度への未加入者や年金保険料の未納者が増大しているのは雇用構造の激変と関係しているし、年金額が少ない女性の一人暮らし高齢者が増える中で介護保険の六五歳以上の保険料の高額化と自治体間格差問題が浮上している。生活保護制度と介護保険とを結びつけた改革がないまま、生活保護受給高齢者向けのいわゆる「貧困ビジネス」が起こり大きな社会問題になっている。今後増大が確実な社会保険料の事業主負担は、厳しい経営環境にある中小企業には負担感が強い。現在、国民の社会保障制度への安心感、信頼感がかつてないほど揺らいでいるのである。

問題は、社会保障の抜本改革が必要だが、制度の充実と持続性を確保できるのかである。

それは財源を抜きにはできない。厳しい国政を考えれば財政再建は避けて通れない。そこで、財政再建と社会保障制度の抜本改革という二兎を追わなければならない。

小泉改革は財政再建をもつばら歳出削減で行おうとした。このために、例えば介護給付の抑制を進めるなど、国民生活にとって大切な歳出にまで大なたをふるった。民主党は「国民生活第一」を掲げて一昨年夏の総選挙に勝利したが、財源は特別会計の見直しや事業仕分けから捻出できるとした。しかし、捻出できた財源は予想をはるかに下回り、しかも恒久的な財源ではなく一時的な財源にすぎなかった。このようなこともあつてか、麻生政権で行われた介護労働者の処遇改善も民主党政権下ではストップしている。

この二〇年間、高齢化が急速に進んだにもかかわらず、日本の国民負担率はほとんど上昇していないし、西欧・北欧諸国と比べてかなり低い。租税負担率だけをとれば減少させている（一九九〇年度二七・四％、二〇〇七年度二四・六％）。国民が安心を享受するには、少なくとも当面は西欧諸国並みの福祉、つまり「中福祉中負担」がめざされなければならない。このため現在、歳出削減論でも、非現実的な特別会計見直し論でもなく、歳入論からのアプローチが必要になつてい

あり、消費税率引上げや所得税改革などの税制改革が避けて通れない。

北欧のすべての国で付加価値税の税率は二〇％を超過し、ぜいたく品と生活必需品の税率にも差が設けられている。日本でも消費税率を引上げるのならば複税率導入が必要である。また、この二〇年間で貧富の差が大きく拡大した日本の現状を踏まえれば、所得税の累進制が強化されなければならない。その最高税率の引上げが必要だが、当該所得階層は少数なので税収の大幅な増加は期待できないため、それともにある程度の所得階層までの税率引上げや控除の見直し等が検討されなければならない。

しかし、懸念もある。社会保障の充実が図られないまま増税が進むことである。例えば、介護では、制度改革がしつかりなされないまま給付抑制が行われる一方で消費税率の引上げが進行する場合や、増税分が給付の充実や高齢者の保険料軽減のためにではなく保険財政における国の負担部分にのみ充当される場合等である。税制の改革は国の財政再建と社会保障の充実の両方に寄与するものでなければならない。増税分の一部を地方財源にすることも大切である。もちろん、社会保障も効率化の追求とは無縁ではないが、基本的には公費を増やさなければ介護や医療は充実しない。地域の紐帯が希薄になる中、後期高齢者数が前期高齢者数を上回るのは二〇一七年のことである。もう間近に迫っているのである。

八よこやま じゅんいち・北海学園大学法学部教授